

## 第 32 回総会・記念講演会を開催しました

### ～高すぎる介護保険料の引き下げを求める住民運動を

11月23日、第32回総会のあと、記念講演会を開催しました。橋本会場、田辺会場などオンライン参加も含めて41人が参加しました。「高すぎる介護保険料の引き下げを求める住民運動を～大阪の地域社保協の運動の学ぶ」と題して、日下部雅喜氏（大阪社保協介護保険対策委員長 介護保険料に怒る一揆の会事務局長）に講演して頂きました。講師は①なぜ介護保険料を問題にするか②介護保険財政と介護給付費準備基金③保険料段階と減免制度～大阪でのたたかい④地域社保協のたたかい（藤井寺市、大東市）⑤保険料負担の見直し～公費削減による負担増について話をされました。



### ★介護保険の運営主体が市町村であることの意味

介護保険の運営主体が市町村とされている理由について、日下部氏は、高齢者は地域で生活していること、住民に身近な基礎的自治体であること、福祉・保健事業の実績をつんでいることをあげました。介護保険制度が始まった年の厚生白書（平成12年版）には、「住民のニーズに応え、地域の間で切磋琢磨することで、介護サービスの基盤が充実していくことが期待される。制度をどのように運営し、また魅力あるものにしていくか、市町村の取り組みが注目される場所であり、まさに地方分権の試金石と言えよう」と書かれました。まさしく住民運動によって良くも悪くもなる制度だといえます。

### ★介護保険料に市町村間で大きな格差～介護給付費準備基金の活用の違いが1つの理由

介護保険料は和歌山県が全国で4番目に高い、県内でも御坊市の月額7,500円から北山村の月額5,500円まで2,000円もの格差があります。この理由の一つとして日下部氏は「介護給付費準備基金の活用」の違いをあげました。介護給付費準備基金は65歳以上の被保険者から集めた介護保険料の余りを積み立てるもので、永続的なものではなく、3年間の計画期間における剰余金を管理するためのものであり、最終年度の残額は次期保険料を見込むにあたり取り崩すことを基本的な考え方としています。

### ★準備基金の取り崩しを拒む当局に対して介護保険法を根拠に迫ろう

準備基金を取り崩すことを拒む当局は、「将来の大幅な給付増に備えるために基金を残す」「保険料不足に備えて基金を保有したい」などとそれらしき理由を並べます。しかし、介護保険法では、市町村が定める保険料は「おおむね3年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならない」（介護保険法第129条第3項）となっており、私たちの要求の根拠はここにあります。第9期

介護保険料（2024 年度から 26 年度）を決める議論を今市町村でしています。準備基金がどれだけあるかを明らかにさせ、基金の活用で保険料の引き下げを行うよう求めましょう。市町村によっては、介護保険事業計画の策定委員会を傍聴することができます。役場に問い合わせましょう。

### ★「介護保険料違憲訴訟」で未知を切り開いた

#### 「不服審査請求行動」と行政交渉で独自の保険料減免制度 85%の自治体で

大阪では泉大津市と堺市を相手取った「介護保険料違憲訴訟」が闘われました（2001 年～2006 年）。1 人の原告は 3 万円の年金から介護保険料を 2 万円近く取られていました。このことが憲法 14 条の法の下での平等原則や 25 条の生存権保障に違反すると訴えました。裁判は負けましたが、判決で「保険料を応能負担にすべきとの見解は傾聴に値する」と書かせ、「5 段階の定額制」の問題点を認めさせました。この結果、国は低所得者の保険料軽減を行い、9 段階まで増やしました。

大阪社保協と介護保険料に怒る一揆の会は、集団不服審査請求運動と行政の交渉で、独自の保険料減免制度をかちとってきました。府下で 85%の自治体が独自の減免制度を持っています。大阪の集団不服審査請求の口頭意見陳述は傍聴出来るそうで、20 人ぐらいの方々がいっしょに会場に入るそうです。出席した自治体担当者に質問を投げかけて回答を引き出すということを繰り返しています。

### ★藤井寺社保協 「取り過ぎた保険料を返せ」の声あげ、保険料引き下げさせた

#### 大東社保協 6 年間の運動で、保険料減免基準を改善させた

藤井寺社保協は、「取り過ぎた保険料を返せ！」の声をあげ、第 4 期介護保険料を途中で引き下げさせる（2010 年度）成果を上げました。藤井寺市は第 5 期から準備基金を全額取り崩して保険料を抑えるようになりました。

大東市社保協は、要支援者の介護サービスを切り捨てて余った介護保険料を貯め込んだまま介護保険料の引き上げを繰り返したきた大東市に対して 6 年間にわたって改善を求める運動を行ってきました。この結果、生活困窮者の介護保険料減免基準の改善をかちとりました。年収 108 万円以下から 150 万円以下に対象を拡大しました。

### ★国が、低所得者の保険料軽減財源を他の被保険者に肩代わりさせようとしている

国は現在第 1～3 段階の保険料軽減にあてている国費をやめて代わりに他の被保険者に負担させようとしています。これ以上の保険料負担増は反対だという声をあげていくことが必要です。日下部氏は、市町村に対して「国庫負担削減反対」「国庫負担を拡大せよ」の要求を国に行うよう働きかけていく事が必要だと述べました。

### ◎橋本伊都社保協が、介護保険料引き下げを求める署名活動

橋本伊都社保協から、介護保険料の引き下げを求める運動が紹介されました。橋本市は、準備基金を 2022 年度末時点で 11 億円も貯めています。これを取り崩して保険料の引き下げを行うよう求めています。第 9 期介護保険事業計画の策定委員会はこれまでに 3 回開催され、傍聴しています。<sup>1</sup> 月 18 日に最終決定されるので、それまでに署名を積み上げたいと発言されました。